

江の川渇水調整協議会（幹事会）の開催について ～江の川水系における渇水調整～

8月21日（金）に江の川渇水調整協議会が開催され、灰塚ダム（三次市三良坂町、国土交通省管理）及び庄原ダム（庄原市川西町、広島県管理）において貯水量が50%以下となった場合に渇水調整が実施されることが決定されました。

今後において、渇水調整が開始された場合には、県では広島県災害対策運営要領（渇水）に基づき渇水連絡会を設置し、渇水情報の収集や関係部局と情報共有を図るとともに、ホームページ等により節水を呼びかけることとしています。

なお、その他の県内ダムにおいて、現時点では取水制限等の予定はありません。（参考参照）

江の川渇水調整協議会（幹事会）の決定事項

〔灰塚ダムにおける渇水調整〕

灰塚ダム 貯水率	放流量削減率	
	水道用水、農業用水、河川維持に係る量について一律 ※9/11～4/24 農業用水に係る量は非灌漑期のため放流なし	
50%以下（一次調整）	一律10%削減	
40%以下（二次調整）	一律30%削減	
30%以下（三次調整）	一律50%削減	

〔庄原ダムにおける渇水調整〕

庄原ダム 貯水率	放流量※削減率	
	農業用水に係る量 ※10/1～4/20までは非灌漑期のため放流なし	河川維持に係る量
50%以下（一次調整）	20%削減	削減なし
40%以下（二次調整）	40%削減	削減なし
30%以下（三次調整）	60%削減	30%削減
20%以下（四次調整）	60%削減	50%削減

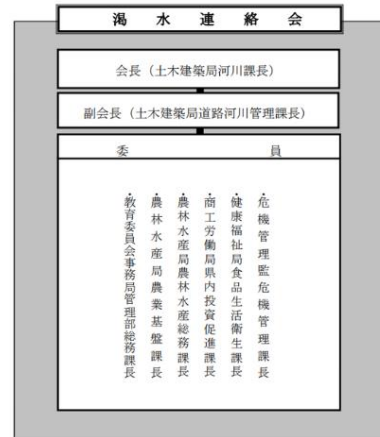
※上記放流量に水道用水（庄原市）補給分も含む

広島県の防災体制（渇水）〔広島県災害対策運営要領（渇水）〕

広島県の防災体制（渇水）

体制	判断基準	体制の決定
注意体制 〈渇水連絡会〉	県内のいずれかの水系で取水制限の措置が行われた場合	自動設置
警戒体制 〈渇水警戒本部〉	次のいずれかに該当する場合 ① 太田川水系において取水制限の措置を行う場合 ② 太田川水系以外の2水系において取水制限の措置を行う場合	自動設置
	総合的な影響拡大防止活動を実施する必要がある場合	土木建築局長が必要と認めたとき
非常体制 〈災害対策本部（渇水）〉	太田川水系において、又は太田川水系以外の2水系において取水制限の措置が行われており、県民生活等に甚大な被害が発生すると予想される場合	知事が必要と認めたとき
	総合的な渇水対策を講じる必要がある場合	

注意体制〈渇水連絡会〉組織図



※今回、渇水調整が開始された場合、注意体制〈渇水連絡会〉を執る

事務局
河川ダム班

【参考】

■ 県内ダムの渇水状況（利水容量のあるダム）

（8月21日0時現在）

協議会 (水系)	事務局	ダム名	平年貯水率(%)※1	現貯水率(%)	平年貯水率との差(%)	取水制限等の予定
太田川	国	中電3ダム (王泊ダム、立岩ダム、樽床ダム)	64.3	53.1	▲11.2	現時点では、予定なし
		温井ダム	98.4	100.0	1.6	
		土師ダム※2	75.6	56.5	▲19.1	
小瀬川	国	小瀬川3ダム (渡ノ瀬ダム(電)、小瀬川ダム(県)、弥栄ダム)	88.9	78.9	▲10.0	現時点では、予定なし
芦田川	国	三川ダム	88.2	74.6	▲13.6	現時点では、予定なし
		八田原ダム	92.8	95.2	2.4	現時点では、予定なし
山田川 (菅田川)	県	山田川ダム	100.0	100.0	0.0	現時点では、予定なし
野間川 (菅田川)	県	野間川ダム	94.7	98.3	3.6	現時点では、予定なし
沼田川	県	棕梨ダム	81.8	88.3	6.5	現時点では、予定なし
		福富ダム	99.9	99.9	0.0	
八幡川	県	魚切ダム	99.0	89.8	▲9.2	現時点では、予定なし
江の川	国	灰塚ダム	91.0	73.0	▲18.0	貯水率が50%以下となった場合には、放流量削減
		庄原ダム(県)	85.0	58.3	▲26.7	貯水率が50%以下となった場合には、放流量削減

※1 平年（過去10年平均）は、平成29年から令和8年までの各年の8月21日の平均値

但し、運用開始後10年に満たないダムは、運用開始後から現在までの平均値

※2 土師ダムは、太田川へ分水しているため、太田川水系で記載

